

〒999-0696
山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
飯豊町農業委員会事務局
TEL : 0238-87-0524 (直通)
FAX : 0238-72-3827



目次

- ◆ 町内産木材を使用した議場札
添川小学校田植え体験…………… P2
- ◆ 新青年農業士にインタビュー …… P3
- ◆ ストップ! 違反転用
農用地区域からの除外について …… P4
- ◆ 農地パトロール
所有者不明土地の取り扱い …… P5
- ◆ 田舎料理のレシピコーナー …… P6
- ◆ J A 山形おきたまからのお知らせ …… P7
- ◆ 農業者年金/全国農業新聞/事務局職員人事異動
事務局体制/編集後記 …… P8



農業用肥料、燃油、資材等のあらゆる価格が高騰するなか、7月25日に飯豊町農業委員会は町と町議会に対し農業者への支援を求める要望書を提出しました。町長は県選出国會議員にも対策を要望すると話されました。



町内産木材を使用した議場札



今年の3月から総会等で使用する番号札が新しくなりました。以前は黒塗りに白文字の四角錐でしたが、新しい番号札は安定感のある四角柱で、木目の綺麗な杉材の白木に、番号や文字がレーザーで刻印されています。

材料は町内産（中津川・数馬）で、製作は渡部製材所様（小白川）とすべてにおいて地産地消であり、今後も様々なもので地元産を利用出来れば良いと思います。

また、農林振興課・農業委員会事務局の執務室内の打ち合わせテーブルも渡部製材所様から寄贈していただいた木製テーブルを使用しております。飯豊町役場にお越しの際はぜひご覧いただければと思います。

（農業委員 安部数幸）

添川小学校田植え体験

5月26日に5、6年生の総合的な学習の時間の中で、昭和地区の農地水環境保全協議会の協力で船山寿一さんの水田3.8aに「ヒメノモチ」を植えました。

最初に田んぼの先生から、昔の手植えから今の機械作業までの歴史を聞き、作業の仕方を教わりました。子どもたちは真剣に聞き入っていました。5年生は初めて裸足で田んぼに入ったので最初は緊張していましたが、楽しんで田植えができたようでした。子どもたちからは、「初めて裸足で田んぼに入って、動きにくかったけど楽しかったです」「中学校に行っても機会があればまたやりたい」との感想がありました。保全会の会長からは、「今年で11年目になるが、今までで一番早く作業ができて、一番きれいに植えることができた」と、お褒めの言葉があり、子どもたちは嬉しそうでした。

今後は生き物の観察や調査、草取り、収穫作業の予定で進んでいきます。自分で植えた苗の成長を観察し、普段何気なく食べているお米を作ることの苦労や収穫する時の喜びを感じてほしいと思います。そして、この貴重な経験を大人になっても忘れないでほしいです。

（農業委員 高橋泰美）





新青年農業士に

インタビュー

昨年秋に青年農業士に認定された佐藤仁史さん（中・36歳）にお会いし、抱負などをお聞きしました。

Q 農業士になられたきっかけは？

A 仲間にも勧められて挑戦してみようと思いました。

Q 経営内容を教えてください。

A 水稲15ha、施設花卉のハウス6棟を経営しています。

Q 家族の中の仕事の役割分担はどのようにされていますか？

A 父が花卉全般、母が経理、私が水稲を担当しています。分担はしているものの家族で協力し合っています。繁忙期は人を雇っています。

Q 農業士になられ、今後の方針をお聞かせください。

A 親から受け継いだ技術を基に、自分なりの工夫を交えながら技術を向上させ、次世代へ引き継げるようにしたいと思っています。新規就農者に営農指導し、その後は仲間として互いに高め合っていける関係

性を築くことができればいいなと思っています。

Q 農業後継者についてはどのように考えていますか？

A 私は長男で、小さいときから「長男は家を守るものだ」と言われて育ってきたので、子どもにも継がせたいと思っています。しかし、子どもには自分のやりたいことが出てくるだろうし…。こればかりは難しい。押しつけは…。

Q 今後の農業経営方針はどのような方向でお考えですか？

A 経営面積は飼料用米も含めて30haまで増やしていきたいと思っています。農業者のリタイアが進み、担い手不足が予想されます。遊休農地を見つけてもつたないと感じます。お金の面もありますが、田んぼは田んぼのままに残したいです。そのために、仲間と協力して法人化へ結び付けたいです。

Q 現在の農業情勢で不安に感じていることはありますか？

A 肥料代をはじめ、あらゆるものが高くなっており、経営に大きく影響しています。このままだと経営がやっていけないので、補助金を出していただくなど、支援してほしいです。

Q 行政に対する要望はありますか？

A 飯豊町は特産品が弱いと思うので、長井市の行者菜のような転作作物にもっと力を入れてほしいです。飯豊のお米はおいしいですけど、他の地域に比べて群を抜いているわけではないので。

佐藤さんにはお忙しいところ取材にご協力いただき、ありがとうございます。健康には十分注意していただき、ご活躍くださるよう応援しています。

（農業委員 舟山平次）

▶▶▶ ストップ ⚠ 違反転用 ◀◀◀

許可を受けずに農地（田・畑）を農地以外に利用してしまうと農地法違反になります。見た目が農地でなくても、登記簿上は農地になっているところもありますので、まずは地目の確認をお願いします。また、申請してから許可が下りるまでに1～3か月程度の期間を要しますので、住宅建設や事業等で農地を利用する予定の方は農業委員会へお早めにご相談ください。

◆下記の場合はすぐに農業委員会へご連絡ください

- ①農地に住宅や車庫を建設する場合
- ②農地を資材置き場や駐車場として利用する場合
- ③農地を残土置き場に利用する場合



※一時的に利用する場合でも農地転用申請をし、許可を受ける必要があります。

※農業用施設で面積が小さい場合は、例外規定もありますので別途ご相談ください。

農用地区域からの除外について（農振除外）

飯豊町は都市計画がなく、全域が農業振興地域です。その中でも農業上の利用を図るべき土地の区域として、「農用地区域」という設定があり、町内の農地のほとんどがこの区域に設定されています。この区域内の農地に住宅を建設するなど農地以外に利用する場合には農地転用の手続きの前に、農用地区域からの除外の手続きが必要になります。時間を要するため、農地以外の利用をお考えの場合は早めの計画とご相談をお願いします。

◆除外をするためには下記の5つの要件を満たす必要があります

- (1) 変更に係る土地を農用地等以外にすることが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- (2) 農業上の効率的な利用に支障がないこと
- (3) 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

◆受付期間

年2回	受付期間	手続き開始
1回目	4月1日～9月30日	10月1日
2回目	10月1日～3月31日	4月1日

令和4年度農地パトロールを実施します!

町内の遊休農地や違反転用の有無について確認を行います。その際、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

共済細目書で自己保全としている農地は、必ず年に1回以上の草刈りを行い、雑木等が繁茂しないよう管理してください。作物が作付けされていなくても維持管理がなされていれば、遊休農地ではありません。周囲の農地と比較して明らかに荒廃している場合は、農地の利用意向調査を実施します。

また、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な土地や、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる土地が発見された場合は、非農地として判断させていただくことがあります。

さらに、農地を農地以外に利用している違反転用が発見された場合は、直ちに是正していただきます。

- ◆農地パトロール 令和4年8月25日(木)
- ◆パトロール方法 農業委員、農地利用最適化推進委員が8班に分かれて町内を巡回します。
- ◆農地利用意向調査 10月～11月(予定)

所有者不明土地の取り扱い

「遊休農地」や「耕作者が不在又は不在となることが確実な農地」を農地中間管理機構に貸し付けようとする場合において、農地の所有者や耕作者がわからないとき、あるいは共有地で過半の持ち分を有する者の所在がわからないときには、農業委員会が所有者の探索を行います。

探索によっても、過半の持ち分を有する者の所在が判明しなかった場合には、農業委員会がその旨を公示し、最終的に知事の裁定を経て農地中間管理機構に利用する権利を設定できます。

農業委員会が探索する範囲は登記名義人の配偶者と子まで等に限定されており、農地中間管理機構に利用権を設定できる期間も20年以内まで可能です。

また、遊休農地でない所有者不明農地も、申し出があれば共有者(相続人)の一人でも、簡単な手続きで農地中間管理機構に貸すことができます。

なお、令和6年4月1日から相続登記が義務化になります。相続の開始を知った日かつ当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続をしなればなりません。正当な理由なく怠った場合は10万円以下の過料が科されます。法改正前に相続が発生し、未登記となっている土地についても適用されますので、該当される方は早めに登記する必要があります。

酢豚 (3~4人分)



材料

じゃがいも (中5個) 500~600g
 にんじん (大1本) …… 200g
 ピーマン (中3個) …… 120~130g
 生しいたけ (大3個) …… 100g
 たまねぎ (中2個) …… 350g
 豚バラ肉 …… 350g
 にんにく …… 6個
 塩 …… 少々
 こしょう …… 少々
 しょうが (チューブ) …… 少々
 揚げ油 …… 500~600cc

お酢 (大さじ3~4)
 …… 50~60cc
 パイナップル缶 …… 1個
 トマトケチャップ
 …… 少々
 砂糖 …… 大さじ2
 片栗粉 …… 20~30g
 水 …… 200cc

①



〈作り方〉

- ①じゃがいも、にんじんは一口大の乱切りにし、固めに下茹でし、ざるにとり水分をとばしておく。
- ②生しいたけは縦の十文字のちょう切り、たまねぎはくし形に切り、ピーマン (パプリカ) は一口大の乱切りにし、にんにくは外皮をむいておく。
- ③②を袋に入れ、片栗粉をまぶす。
- ④豚バラ肉は1切れずつ伸ばし、塩、こしょう、しょうがを片面につけ、つけた面が内側になるように巻き、外側に片栗粉をまぶす。
- ⑤フライパンに揚げ油をいれ、適温 (170~180℃) まで熱し、① (熱いうちに) を入れ、揚げる。
- ⑥①が揚がったら、続けて③と④を揚げ、油をきっておく。
- ⑦大きめの鍋にパイナップル缶の汁 (約100cc) と材料①を入れて煮汁を作る。
 ※片栗粉は水200ccと混ぜ合わせてから少しずつ入れ、とろみ液にします。
- ⑧油で揚げた材料を⑦の鍋に入れ、形が崩れないように混ぜ合わせる。
- ⑨全体に味が絡んだら、パイナップル缶の実を混ぜ、器に盛り付けて完成。

田舎料理の レシピ コーナー

麩揚げ煮 (3~4人分)



材料

麩 …… 100~150g
 卵 …… 3~4個
 揚げ油 …… 500~600cc
 砂糖 …… 100~150g
 醤油 …… 50~60cc
 みりん …… 50~60cc
 ① しょうが (チューブ)
 …… 少々
 酒 …… 50~60cc
 水 …… 200~300cc



〈作り方〉

- ①ボウルに麩と、麩がかぶるくらいの水を入れ柔らかくする。
- ②麩の中心部が柔らかくなったらざるに上げ水分を切る。
 ※水分を切る方法 (下記のいずれか)
 ①ざるに入れ、おし蓋に重石で水分を切る
 ②手でしぼる
 ③きれいな布巾で包みしぼる
- ③ボウルに卵を3個割りほぐし、ムラがないようにかき混ぜておく。
- ④揚げ油を鍋又はフライパンに入れ適温 (140~160℃) まで熱する。
- ⑤③にしぼった麩を入れ、まんべんなく混ぜしみ込ませる。
- ⑥大きめの鍋に煮汁用の材料①を入れ、煮溶かしておく。
- ⑦揚げ油が適温になったら、麩を揚げ始める。
 ※卵がからんでいるため、泡が出やすく、やけどに注意すること!
- ⑧揚がった麩は余分な油を切り、⑥に入れ、煮汁がなくなるまで煮る。(柔らかめが良い場合には水を足しながら調整)
- ⑨煮汁がなくなれば火から下ろし、器に盛り付けて完成。

JA山形おきたまからのお知らせ

川西町のきゅうり団地で新規に栽培する方を募集しています。メリットがたくさんありますので、ご興味のある方は下記JA担当までお問い合わせください。

団地栽培のメリット

機械や圃場設備が整っており、初期投資の軽減が可能！

苗や資材のみの購入で栽培がスタートできる！

栽培から販売までJA営農指導員がサポート！

西大塚きゅうり団地 事業概要

募集要件	きゅうり栽培に取り組みたい方 (複数人での栽培も可能) 置賜地域内にお住まいの方に限る
事業対象作物	夏秋きゅうり（露地栽培）
リース湯所	川西町西大塚地区 (置賜総合病院より車で3分)
リース期間	令和4年度4月1日～令和11年3月末
リース料金	利用料金：年間1aあたり5,000円（税別） 圃場・機械・支柱等、栽培に必要な設備は整っているため、苗・肥料・農薬等の資材の購入のみで栽培スタートできます！ 土地代・水利費：年間10aあたり24,600円
その他要件	JA山形おきたま組合員資格と川西きゅうり部会への加入が必要となります。事業利用にあたっては、JA山形おきたま、土地地権者、川西きゅうり部会との賃貸契約が必要となります。



夏秋きゅうり経営指標（10aあたり）

売上 1,750,000円
(7t×250円/kg)
費用 1,018,505円
(種苗費・肥料費・農薬費・動力・光熱費・
諸材料費・減価償却費・流通経費)
所得 731,495円 (42%)

初期投資額の比較（1年目）

○圃場準備から作付けの場合
圃場設備、防風対策、支柱、苗代、肥料
約73万円（機械なし）
○団地利用の場合
苗、肥料、利用料、土地代水利費
約32万円
初期投資が軽減され取り組みやすいです！



ぜひお気軽に、JA山形おきたま
東部園芸センターまで、ご相談ください♪

お問い合わせ先：山形県南陽市宮内864
Tel 0238-45-3005 担当 今野

農業者年金が さらに便利になります！

- ①保険料が引き下げられます
35歳未満の方は月額1万円から加入できます
- ②受給開始時期の選択肢が広がります
老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）
- ③加入可能年齢が引き上げられます
60歳以上65歳未満の方も加入できます

お申し込み先

飯豊町農業委員会事務局
☎0238-87-0524

農家の経営と暮らしに 役立つ情報をお届けします。

農家のための
情報誌

「全国農業新聞」



- 発行日：毎週金曜日
- 発行元：全国農業会議所
- 購読料：1ヶ月700円
(送料込)

お申し込み先

飯豊町農業委員会事務局
☎0238-87-0524

◆事務局体制

事務局長	竹田 辰秀
局長補佐	手塚 寿子
主事	佐藤 克宣
会計年度任用職員	安仲 智浩

◆事務局職員人事異動

〈転入〉

竹田 辰秀（町民総合センターから）
手塚 寿子（税務会計課会計室から）
よろしくお願ひします

〈転出〉

山口 努（国民健康保険診療所へ）
菅野 邦彰（農林振興課農林整備室へ）
大変お世話になりました

農地法許可申請締切日

（農地に関する申請）

【総会開催予定】

許可申請書締切日	総会予定日
8月10日(水)	8月25日(木)
9月12日(月)	9月26日(月)
10月11日(火)	10月25日(火)
11月10日(木)	11月25日(金)
12月12日(月)	12月26日(月)
1月10日(火)	1月25日(水)
2月10日(金)	2月27日(月)
3月10日(金)	3月24日(金)

※各種許可申請等は、上記の締切日までご提出ください。

編集後記

一昨年、町からいただいたユリが今年も見事な花を咲かせてくれました。球根も株分けし、二倍ほどに増やすことができました。

しかし、この少しの株でも大変なのに、ゆり園の見事な花にするには大変なご苦労があると想像できます。

作物を上手に栽培することは、並大抵の苦勞ではありません。報われるといいですね。

（農業委員 鈴木智）



◆広報部会メンバー

◎木村 朝子
○鈴木 智 安部 数幸
高橋 泰美 横澤 謙次
◎部会長 ○副部会長